

児童生徒性暴力等の防止に向けた取組

四万十市立東山小学校

☐「児童生徒性暴力等の防止等」を内容とする(以下の内容を含む)校内研修を実施する。

・教員性暴力等防止法第2条第3項各号に規定する行為は児童生徒性暴力等にあたり原則懲戒免職処分の対象となること

・児童生徒性暴力等については、児童生徒の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないこと

☐密室状態を回避するため、執務環境の点検や見直しを行う。

☐指導を行う際、個々の対応ではなく、複数で対応する。

☐盗撮防止のため、教室やトイレ、更衣室等を定期的に点検する。

☐盗撮防止のため、教室等の整理整頓を行う。

☐児童生徒と私的なSNSやメールを行わない。

☐教職員個人の私的な端末等で児童生徒等を撮影することは原則禁止とする。

☐やむを得ず教職員個人の私的な端末等で児童生徒等を撮影しなければならなくなった場合は、管理職の許可を得る。

☐学校所有の端末で撮影する場合でも、児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことは禁止とする。。

☐児童生徒性暴力等の未然防止及び適切な対応に係る「チェックリスト」により、定期的にチェックを行う。

☐児童生徒性暴力等の未然防止や早期発見・対応のために、定期的なアンケートの実施を行い、必要に応じて教育委員会への報告を行う。

☐児童生徒や保護者が安心して相談できる校内環境の整備に取り組む。

☐学校外の相談窓口について、児童生徒や保護者に対して周知する。

☐事案発生時の初期対応について、人権教育・児童生徒課作成の「マニュアル」等を活用しながら教職員で確認を行う。

☐不祥事(児童生徒性暴力等)防止に向けた校内の取組を作成し、見直しを行う。

☐不祥事(児童生徒性暴力等)防止に向けた校内の取組をホームページで公表する。